

全柔連への登録手続きについて

2021年度の登録手続きについて

2021年度の登録申請の受付が3月1日から始まっています。各手続き期日は以下のように規定されています。

1. 団体・個人登録の更新登録手続きは5月末まで。

新入生など同一団体(チーム)での継続登録者でない場合は6月以降の手続きでも構いません。

2. 公認資格(指導員・審判員・形審査員)登録の更新登録手続きは9月末まで。

資格登録を行わなければ資格は有効ではなく、指導や審判活動を行うことは認められません。

[全柔連登録のしくみ]

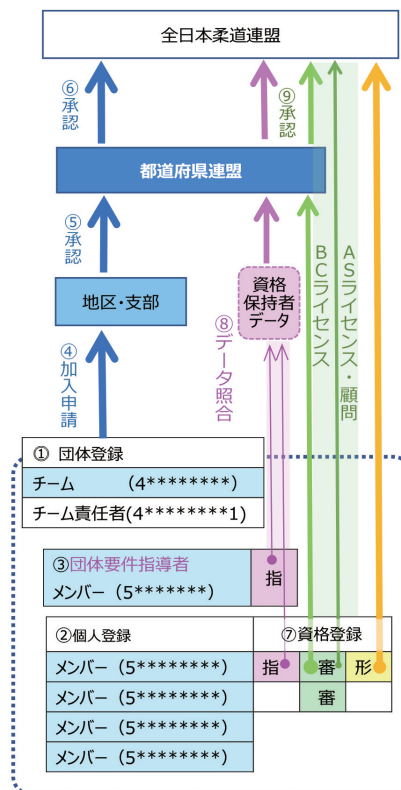
個人(メンバー)と団体(チーム)

個人会員は、登録団体(チーム)に所属しなければなりません【①②】。チームは「公認指導者資格を有する指導者がいること」が団体登録の要件になります(学校部活動を除く)【①③】。チームおよび所属するメンバーは、地区・支部に加入申請します【④】。地区・支部または都道府県が承認【⑤⑥】したデータが全柔連に送られます。

個人登録と資格登録

各資格は合格・認定時の個人登録者メンバーIDに紐付いています【②⑦】個人登録せずに、資格登録だけすることはできません。また有効(=合格・認定済で有効期限内)な資格のみ登録ができます。未更新などで有効期間外の場合は個人登録のみを行い、更新講習の受講など条件を満たすことで資格が再有効になります。

資格登録の申請は、資格保持者データと自動照合するか【⑧】都道府県および全柔連の資格担当者が資格保持状況を確認して承認しています【⑨】。



[よくある問い合わせ]

Q:メンバーIDがわからない

A: 現登録方式になった2015年度以降、初めて全柔連登録した個人にはメンバーID(5 で始まる)が付与されます。IDは一度取得したら、チームが変わったり、登録しなかった年度があってもずっと同じです。

メンバーIDは個人情報にあたり全柔連からはお伝えできません。

過去にご所属していたチームにお訊ねください。IDが不明だからと、新たに別IDで登録してしまうと、以前のIDでの履歴や取得した資格情報は引き継がれません。異動・進学先でスムーズに登録できるよう、予め自身のメンバーIDを確認しておいてください。

Q:チーム責任者が交代し、チームページにログインできない。

A: 現登録方式になった2015年度以降、初めて全柔連登録した時に団体にはチームID(4 で始まる)が付与されます。登録しなかった年度があってもずっと同じです。チームIDが不明な場合は過去に加入していた都道府県連盟にお訊ねください。パスワードは他者にはわからない仕組みになっておりますので前任者にお訊ねください。

責任者が交代する場合には、「登録内容(チーム情報・責任者・団体要件指導者)」のページをプリントアウトし、パスワードと合わせて後任者へ渡すとスムーズです。必ず引継ぎをお願いします。

Q:資格登録を申請したが、承認されない

A: 資格によって、承認権者や方法が異なります。

指導者資格は、団体登録の要件にもなっているため【図の③】あらかじめ登録システムに資格保持者データがあり、自動照合・承認しています(学生資格のみ都道府県による確認・承認が必要です)。

審判員は顧問/S/Aライセンスは全柔連が、B/Cライセンスは都道府県が承認しています。

形審査員はすべて全柔連の担当者による確認・承認となります。

条件を満たしているか、有効期間内であるか、などの資格状況の確認を行うため、承認まで数日を要する場合がありますので、お急ぎの場合は各資格の管理者および承認権者にお問い合わせ下さい。

審判員資格:全日本柔道連盟 大会事業課 shinpan@judo.or.jp 03-3818-4392

指導者資格:全日本柔道連盟 普及振興課 shidou@judo.or.jp 03-3818-4430

形審査員資格:全日本柔道連盟 国際課 kata@judo.or.jp 03-3818-5009